## 【小規模事業者持続化補助金(一般型)】のご案内(第15回公募分) 京都府商工会地域用 令和6年2月9日版

1. 【小規模事業者持続化補助金】とは?

小規模事業者の皆さんが経営計画に基づいて取り組む販路開拓などの取組を支援するため、 それに要する経費の一部を補助金として交付する事業です。今回で10年目です。 地域の商工会の支援を受けながら実施することが特徴です(会員・非会員は問いません)。 令和5年度は応募申請枠が5つになり、インボイス特例の要件を満たせば補助金額が最大 250万円とパワーアップしています。

- 2. 補助対象となる事業者は?
  - ▶ 小規模事業者であること

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業、製造業その他	常時使用する従業員の数	20 人以下

▶ 商工業の営利法人、個人事業主であること

補助対象となりうる者	株式会社、合同会社、有限会社、企業組合、個人事業主など	株式会社、合同会社、有關
補助対象とならない者	医療法人、社会福祉法人、学校法人、系統出荷のみの農家など	医療法人、社会福祉法人、

- 3. どのような取り組みに補助金が交付されるのですか?
  - (1)対象となる経費は下記の10種類です。
    - ①機械装置等費 ②広報費 ③ウェブサイト関連費
      - - 4展示会出展費 5旅費

- 6開発費 7資料購入費 8借料 9設備処分費
- ⑩委託•外注費
- (2) 具体的な補助金活用事例を記します(除外要件もありますので公募要領を参照ください)。
- ①サービス拡大のための機械装置の導入
- ②高齢者を念頭に置いた座敷用椅子・テーブルの導入
- ③屋根診断用に専用ドローンの導入
- ④整骨院や美容院、エステサロン等の店内物販コーナー用の**什器や照明の購入**
- ⑤テイクアウト事業用に温冷ショーケースの導入
- ⑥新商品・新サービスの**リーフレットの作成、配布**
- ⑧販路開拓のための自社 Web サイトのスマホ・タブレット対応
- ⑨展示会出展のための出展費用、交通費や宿泊費、通訳料
- ⑩新商品の開発(ハラール対応のメニュー開発、自社生産布地でカバン等の制作)
- ⑪古い納屋を改装してワークショップ等の体験メニューの提供
- ②お客様用トイレを温水洗浄便座に改修
- (3) 宿泊施設への客室専用露天風呂の設置
- ⑭順番待ち客用のテント屋根、待合用ベンチの設置
- 15移動販売のための車両改装工事
- 16店舗改装、スロープ・自動ドア設置等のバリアフリー工事
- ※パソコン、タブレット、事務用プリンター、PC 周辺機器等汎用性の高いものは補助対象外です
- 4. 申請者はどの程度の割合で採択されますか?

応募状況により、採択率は変化しますが、過去の全国の申請件数と採択件数の推移は以下の通りです。

THE PROPERTY OF THE PROPERTY O						
回数	第8回	第9回	第10回	第 11 回	第12回	第13回
(申請締切日)	(令和4年6月)	(令和4年9月)	(令和4年12月)	(令和5年2月)	(令和5年6月)	(令和5年9月)
申請件数	11,279件	11,467件	9,844 件	11,030件	13,373件	15,208件
採択件数	7,098件	7,344 件	6,248件	6,498件	7,438 件	8,729件
採択率	62.9%	64.0%	63.5%	58.9%	55.6%	57.0%

5. 申請枠にはどのようなものがあるのですか?

	一般枠	賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2/3	2/3(赤字事業者は3/4)	2/3	2/3	2/3
補助上限額	50 万円	200 万円	200 万円	200 万円	200 万円
インボイス特例	上記上限額に 50 万円 を上乗せ				

- 6. 補助金の申請手続きを教えてください
- (1) 受付締切は次の通りです(応募は電子申請または郵送)。

第 15 回公募受付締切 ⇒ 令和6年3月14日(木)

- ※商工会の支援計画書の発行が前提となりますので締切一週間前までには依頼してください。
- ※同一事業者からの応募は1件とします。
- ※第 16 回以降公募は当面の間計画が立てられていないためできるだけ今回申請してください。
- (2) 申請方法(商工会議所地域の方は最寄りの商工会議所に相談ください)
  - ★京都府商工会地域の方の公募要領のダウンロード先: https://www.kyoto-fsci.or.jp/ (京都府商工会連合会ホームページ⇒小規模事業者持続化補助金ページ)
  - ★申請前に最寄りの商工会に相談いただき、支援計画書の発行を依頼してください。
  - 1)電子申請

持続化補助金<一般型>申請ポータルサイト(iGrants ではありません) https://www.iizokuka-portal.info/

②郵送申請(審査の際、減点調整されます)

京都府商工会連合会 小規模事業者持続化補助金事務局

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78番地

- 7. 補助金の審査・採択はどのようになるのですか?
  - (1)提出された公募申請書を外部有識者にて書面審査を実施した後、全国商工会連合会で 決定。書面審査は申請書類が全て揃った申請書に対して、下記の観点で行います。
    - ①自社の経営状況分析の妥当性
    - ②経営方針・目標と今後のプランの適切性
    - ③補助事業計画の有効性
    - 4積算の透明・適切性
  - (2) 下記に該当する場合に政策的に加点を行います。

(申請要件や必要な手続きに関しては公募要領をご覧ください)

【重点政策加点】①赤字賃上げ加点 ②事業環境変化加点 ③くるみん・えるぼし加点 など 【政策加点】①賃上げ加点 ②パワーアップ型加点 ②経営力向上計画加点 ③事業承継加点 ④過疎地域加点 ⑤一般事業主行動計画策定加点

(3) 応募者に採択・不採択の結果を通知します。

採択案件は事業内容をWeb等で公表されます ※審査結果の問い合わせには応じられません。 採択発表・交付決定日は6月頃です。

(4) 交付決定を通知します。事業実施期間は交付決定日~最長令和6年10月31日(木)です。

本案内文は商工会地域の事業者向けです。商工会議所地域の事業者は最寄りの商工会議所にお尋ね下さい。